



農業委員会だより

□ 大沼町 (有)山川牧場自然牛乳 □



総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月1回開催されます。

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第23回	令和7年 4月25日(金)	農業委員会会議室	4月11日(金)	4月18日(金)
第24回	令和7年 5月26日(月)	〃	5月12日(月)	5月19日(月)
第25回	令和7年 6月25日(水)	〃	6月11日(水)	6月18日(水)
第26回	令和7年 7月22日(火)	〃	7月 8日(火)	7月15日(火)
第27回	令和7年 8月26日(火)	〃	8月12日(火)	8月19日(火)
第28回	令和7年 9月25日(木)	〃	9月11日(木)	9月18日(木)
第29回	令和7年10月24日(金)	〃	10月10日(金)	10月17日(金)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

総農業
会業
開委
催員
予定
会

**農業委員会総会で
決まったことを
お知らせします**

第19回 令和6年12月20日

・土地の現況証明願について 17件(可決)

・令和6年11月12日ないし令和6年11月28日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 5件(可決)

・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)

・農地法第3条の規定による許可申請について(利用権設定) 1件(可決)

・農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 7件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 11件(可決)

・遊休農地における非農地判断の決定について 1件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 1件(可決)

第20回 令和7年1月24日

・令和6年12月23日ないし令和7年1月9日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 7件(可決)

・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 3件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 6件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 9件(可決)

・土地の現況証明願について 2件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 2件(可決)

第16回 令和6年9月25日

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 1件(可決)

・土地の現況証明願について 2件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 2件(可決)

第17回 令和6年10月24日

・農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 1件(可決)

・農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可) 1件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 1件(可決)

・土地の現況証明願について 13件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 13件(可決)

第18回 令和6年11月25日

・土地の現況証明願について 13件(可決)

・令和6年10月24日ないし令和6年10月30日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について 2件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(所有権移転) 3件(可決)

・農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 5件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 2件(可決)

・農地移動適正化斡旋申出について 2件(可決)

**農地は一度耕作をやめ
数年経てば、原形が
分からないほどに
荒れてしまいます。**

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談下さい。

あっせん情報

(令和7年1月時点)

■貸したい

桜町	1件
鳴川	1件
緑町	1件
大中山	2件
中島	1件
豊田	3件
鶴野	4件
上藤城	5件
仁山	2件
大沼町	1件

■売りたい

桜町	3件
鳴川	4件
緑町	5件
飯田町	6件
大中山	11件
大川	21件
中野	22件
中島	22件
豊田	7件
鶴野	4件
上藤城	5件
藤城	9件
上沼町	16件
大沼町	21件
仁山	2件
上軍川	2件
山下	1件
嵯峨	1件
大沼町	2件

■借りたい

畑	2件
畑	8件
畑	3件
畑	2件
畑	2件
畑	1件
畑	16件
畑	21件
畑	21件
畑	7件
畑	4件
畑	5件
畑	9件
畑	16件
畑	21件
畑	2件
畑	2件
畑	1件
畑	1件
畑	2件

■買いたい

畑	2件
畑	8件
畑	3件
畑	2件
畑	2件
畑	1件
畑	16件
畑	21件
畑	21件
畑	7件
畑	4件
畑	5件
畑	9件
畑	16件
畑	21件
畑	2件
畑	2件
畑	1件
畑	1件
畑	2件

**令和7年度から
農地の売買・賃借の手続きが
変わります。**

関係法令の改正による地域計画の策定に伴い、令和7年4月1日より、農地の売買・賃貸借が農地中間管理機構（農業公社）が間に入った契約に変更となります。大きな変更点として売買の際に所有者の方は購入価格の2%、購入者の方は購入価格の1%の手数料が発生するようになります。賃借について、現状手数料は発生しませんが、売買、賃借ともに今後の公社の状況により手数料の金額に変更が生じる可能性があります。また、農地の売買について、農地法第3条以外は農業委員会が登記手続きを行っていましたが、令和7年度からは農業公社が手続きを行います。そのため、売買に先立って住所変更登記などが必要な場合は、事前に土地所有者が行う必要があります（法人の場合も同様です）。また、農地転用につきましても、地域計画の変更協議が必要となるため、現状より時間がかかる可能性があります。

農地所有適格法人のみならずへ

**「農地所有適格法人報告書」の
提出をお願いします**

農地所有適格法人は、農地法第6条の規定により、毎事業年度の終了後3ヵ月以内に、農業の状況を記した「農地所有適格法人報告書」を農地の所在する全ての農業委員会に提出しなければならない義務があります（複数の市町村の農地を使用している場合には、その全ての市町村へ提出することになります）。

例えば決算期が12月末の場合には、3月末までに提出しなければなりません。

農地法では、農地所有適格法人以外の法人の原則農地の所有を認めておらず、報告書が未提出の場合は、農地所有適格法人としての資格確認ができません。また、事業状況を把握することができないため、農地台帳の整備や営農証明などの発行事務に支障がありますので、期限内の報告を宜しくお願いします。

農業委員視察研修

熊本県

令和6年9月4日～6日

昨年の9月4日から6日にかけて農業委員・農地利用最適化推進委員合わせて13名が視察研修を行いました。今回は、菊陽町、合志市、菊地市七城町を訪問し、農業委員会や農業研究センターを視察しました。当町における今後の農業振興のあり方を学ぶ貴重な機会となりました。



合志市熊本県農業研究センター



菊陽町農業委員会

作況調査

町内一円で実施

令和6年9月13日

農作業の本格的な収穫を迎えた9月に、例年実施しております作況調査を行いました。町内各地の農作物の生育状況等を確認することができました。



株式会社はこだてわいん



マルサン宮田果樹園

渡島地方農業委員会連合会 現地研修会

令和6年10月29日

渡島地方農業委員会連合会の現地研修会が開催されました。今回は函館市にて開催され、当町からは会長職務代理と事務局から1名が参加しております。



ド・モンテイユ&北海道

お願いです！ 農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁殖している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことに留意願います。


- 1 傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
- 2 道路境界近くまで作付けし、豪雨時には道路に土砂が流出している畑が散見されますので、適正な管理に努めましょう。
- 3 長い畑では、適当なところで水切りを行いましょ。
- 4 用排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。

※管理責任等に過失や瑕疵等があると、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします

全国農業新聞の購読について (お知らせ)

～毎週金曜日にお届けします
暮らしと経営に生きる情報～

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。



全国農業新聞

◆毎週金曜 発行

◆購読料は
月額700円
(年間8,400円)

※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局 (☎65-2519) までお気軽にお問い合わせください。

農地の違反転用について

農地において、建築物の建設をしたり、駐車場・資材置場として利用したりする等、農地を農地以外の目的として利用する場合、農地法に基づく許可もしくは届出が必要です。

許可もしくは届出がな行われた農地転用は違反転用となり、以下のような罰則が科される場合がありますので、農地転用をされる際は、忘れずに農業委員会にて、お手続きください。

なお、内容によって転用ができない場合もありますので、事前にご相談ください。

〈違反転用の罰則〉

・3年以下の懲役または

300万円以下の罰金

(法人の場合は1億円以下)
※現状復旧に応じない場合は、行政執行の対象となり、復旧に係る費用を徴収されることがあります。

〈罰則の対象者〉

・許可を得ることなく農地を転用した者や許可の条件に違反して転用した者(Ⅱ違反転用者)
・違反転用者から転用事業を請け負った者やその下請け事業者
※建設事業者や建設資材の運搬業者も違反転用事業に加担することにより罰則の対象になり得ます。

相続登記が義務化されています。

令和6年4月1日より相続人が不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内相続登記をすることが法律で義務化されています。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記されていないものは、義務化の対象になります(3年間の猶予期間があります)。

なお、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは函館地方方法務局(☎23-7511)までお問い合わせください。
○農地の相続登記が完了しましたらお早めに農業委員会へ届け出ください。よろしくお願ひします。

※来庁の際は①印鑑②相続登記後の登記事項証明書をお持ちください。

6つのポイント

1. 農業者なら広く加入できる
2. 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
3. 保険料の国庫補助あり
4. 保険料は自分で選べ、いつでも見直しができる
5. 社会保険料控除など税制面での優遇措置
6. 終身年金(早く亡くなくても80歳までの分は保証付き)



■詳しくは■
農業委員会・JA新はこだて七飯基幹支店までどうぞ

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局(役場内)

〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号

電話番号：65-2519

★編集委員 宮田 学 / 平野 博章

神 秀子 / 池田 泰久

農地の賃借料情報

七飯町内で令和6年1月から令和6年12月までに締結された賃借料水準を公表します。平成21年の農地法改正により、従来の「標準小作料制度」が廃止され、農業委員会では「農地賃借料情報の提供」を行っています。(農地法第52条・情報の提供等)

とする方の目安となるよう、実際に締結された農地の賃借契約の賃借料をもとに作成した「賃借料情報」を参考に、貸し手、借り手が十分な話し合いのうえで、農地の賃借料を決めて下さい。地域区分は下記のとおりです。

●七飯方面 本町、桜町、鳴川、緑町、飯田町、大中山、大川、中野、中島、豊田、鶴野、上藤城、藤城、峠下、仁山

●大沼方面 大沼町、上軍川、軍川、東大沼、西大沼

1 田(水稲)の部 (金額は10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	11,900円	16,000円	10,000円	39件
大沼方面	11,200円	17,500円	8,032円	7件

2 畑(普通畑)の部 (金額は10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	件数
七飯方面	9,900円	11,126円	7,500円	8件
大沼方面	5,200円	5,370円	5,000円	2件

3 畑(果樹地・りんご)の部 実績なし

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。
 - ※2 賃借料を物納支給(玄米等)としている場合は、玄米1俵(60kg)12,000円、白米1俵(60kg)20,000円に換算し算出しています。
 - ※3 平均金額は算出結果を四捨五入し100円単位で算出しています。最高・最低額は実金額を記載しています。
- ※詳細については農業委員会までお問い合わせください。